

分の歯をお持ちの方
(過去に表彰された人は除く)
方法❖かかりつけの歯科医院で
推薦してもらってください
表彰式日時❖11月下旬(福祉保
健まつり内)
募集期間❖9月18日(火)まで
※町外の歯科医院で推薦を希望
される人は、保健センターま
で連絡してください。
※表彰対象者には別途、郵送で
案内します。

新しい介護保険負担割合証を
7月下旬に郵送します。現在、
お持ちの負担割合証の有効期
限は、7月31日となっています。
8月1日以降に介護(予防)サー
ビスを利用する場合には、新しい
負担割合証を提示してください。
古い負担割合証は長寿保険課
に返却するか、ご自分で破棄し
てください。

なお、8月から、新たに3割
負担の区分が設けられました。
詳細については、長寿保険課ま
で問い合わせてください。

町民税非課税世帯で一定の要
件を満たす人が、介護保険で施
設入所もしくは短期入所を利用
する場合、食費と居住費が軽減
されます。

現在、軽減を受けている人は、
役場から郵送される更新申請の
お知らせを確認してください。
今後、軽減を受けることを検討
されている人は、長寿保険課 役
場1階)まで問い合わせしてくだ
さい。

介護保険施設などの食費・居
住費の軽減申請

問 長 寿 保 険 課
☎823-9609
☎823-9627

3割負担	本人の 合計所得金額が 220万円以上	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：340万円未満 2人以上：463万円未満	2割負担 1割負担*
	本人の 合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：280万円未満 2人以上：346万円未満	2割負担 1割負担
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担

※第2号被保険者、町民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

利用者負担割合(8月以降)❖

重度心身障害者医療費支給制度

問 社 会 福 祉 課
☎823-92207
☎823-9627

ひとり親家庭等医療費支給制度	本人の 合計所得金額が 220万円以上	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：340万円未満 2人以上：463万円未満	2割負担 1割負担*
	本人の 合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：280万円未満 2人以上：346万円未満	2割負担 1割負担
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担

※第2号被保険者、町民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

ひとり親家庭等医療費支給制度

問 こ ど も 課
☎823-92227
☎823-9267

ひとり親家庭等医療費支給制度	本人の 合計所得金額が 220万円以上	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：340万円未満 2人以上：463万円未満	2割負担 1割負担*
	本人の 合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：280万円未満 2人以上：346万円未満	2割負担 1割負担
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担

※第2号被保険者、町民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

サマージャンボ宝くじ発売

問 県市町村振興協会
☎223-6545

サマージャンボ宝くじ発売	本人の 合計所得金額が 220万円以上	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：340万円未満 2人以上：463万円未満	2割負担 1割負担*
	本人の 合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：280万円未満 2人以上：346万円未満	2割負担 1割負担
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担

※第2号被保険者、町民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

サマージャンボ宝くじ

問 県市町村振興協会
☎223-6545

サマージャンボ宝くじ	本人の 合計所得金額が 220万円以上	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：340万円未満 2人以上：463万円未満	2割負担 1割負担*
	本人の 合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	下記以外の場合 同一世帯の第1号被保険者の年金収入 +その他の合計所得金額 単身：280万円未満 2人以上：346万円未満	2割負担 1割負担
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担

※第2号被保険者、町民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

この事業は、厚生労働省から
補助を受け実施しているもの
で、先の大戦で父等を亡くした
遺児を対象として、戦没した旧
戦域を訪れ、戦没者の慰霊追悼
を行うとともに、地域住民との
友好親善を図ることを目的とし
ています。参加費は10万円です。
※実施地域により、申し込み締切
日が違いますので、詳細につい
ては(一財)日本遺族会事務局
まで問い合わせてください。

実施地域❖(広域地域) 旧満州、
旧ソ連、ビスマーク諸島、東部
ニューギニア、西部ニューギニ
ア、北ボルネオ・マレー半島、
マリアナ諸島、トラック・パラ

オ諸島、フィリピン、ソロモン
諸島、ミャンマー・タイ、台湾・
バシール海峡、マレーシア・ギル
バート諸島、中国
(特定地域) 西部ニューギニア、
東部ニューギニア、ミャンマー
実施時期❖来年3月まで
申し込み❖(一財)広島県遺族会
247-11216

口腔ケア教室について

問 保 健 セ ン タ ー
☎823-4418
☎823-0020

力を入れて 魅力アップ!!
「○○の力」の参加者を募集します!

問 保 健 セ ン タ ー
☎823-4418
☎823-0020

さまざまな「力」を磨いて、
コミュニケーションをもっと楽
しく、もっと豊かにするための
講座の第2回目。今回は「声」
について、実験や体験を通して

日時❖7月12日(木)14時~(受け
付け13時45分~14時15分)
場所❖福祉センター 2階
対象者❖障害者手帳を持っている
人(年齢・障害の種別は問い
ません)
参加費❖無料
持参物❖使用中の歯ブラシ
内容❖歯科医師による検診、歯
科衛生士による指導
申込方法❖7月11日(水)までに電
話で保健センターへ

「海田のオリジナル料理」に挑戦

問 福 祉 セ ン タ ー
☎823-7500
☎823-1411

今月の休日開庁日❖7月14日(土)
開庁時間❖8時30分~17時15分
業務内容❖住民票、戸籍関係証
明書の発行、印鑑登録および証
明書の発行、旅券(パスポート)
の交付の申請および交付(受領
証持参)、住民票の異動(転入・
転出など)の受け付け、マイナ
ンバーカードの交付
※転入・転出、転居に伴うその
他の手続き(健康保険など)
はできません。
※旅券の申請は、一部受け付け
ができない場合があります。
※印鑑登録は、写真付身分証明書
(運転免許証など)を持参できな
い場合、即日登録はできません。

海田東公民館
証明書発行コーナー開設中

問 住 民 課
☎823-9205
☎823-9627

今月の住民課窓口休日開庁日

問 住 民 課
☎823-9205
☎823-9627

花火大会での海難多発!!

問 広 島 海 上 保 安 部
☎253-3111

新しい被保険者証を送付します

問 長 寿 保 険 課
☎823-9609
☎823-9627

新しい後期高齢者医療被保険
者証(水色)を7月下旬に郵送
します。現在お持ちの保険証(紫
色)の有効期限は、7月31日と
なっています。8月1日以降に
病院に行く時には、新しい保険
証を提示してください。

古い保険証はご自分で廃棄す
るか、長寿保険課に返却してく
ださい。

8月に入っても保険証が届か
ない場合は、長寿保険課まで問
い合わせてください。

証明書発行のみ8時30分から
行っています。